

令和4年3月13日

関係各位

株式会社ライフマスターコーポレーション
LMCビジネススクール
(公印省略)

**令和4年度 LMCビジネススクール 喀痰吸引等研修【後期分】
第二号研修の受講者募集について**

株式会社ライフマスターコーポレーションでは、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関として、LMCビジネススクールにて、喀痰吸引等研修を実施します。

つきましては、令和4年度の喀痰吸引等研修（第二号研修）の受講者の募集についてお知らせします。

募集期間は、**【後期】 令和4年8月12日（金）**迄となっております。

受講を希望される方は所定の様式にて下記へお申し込みください。

なお、申し込みが多数の場合、喀痰吸引等を必要とされるご利用者様の状況等を勘案して受講決定させていただきますのでご了承願います。

詳細につきましては、「令和4年度 LMCビジネススクール 喀痰吸引等研修(第二号研修)募集要項」をご覧ください。また、下記の当スクール研修事務局へお問い合わせ戴きますよう、宜しくお願いします。

株式会社ライフマスターコーポレーション
LMCビジネススクール 研修事務局

〒396-0026 伊那市西町 5182-1 アピタ伊那店 2階
担当：大井 一浩

TEL：0265-96-0400 FAX：0265-96-0445

7 実地研修

実地研修は、原則として受講者自らが勤務する施設等で実施していただきます。

また、実地研修先は、別紙2「LMCビジネススクール 実地研修施設基準」に記載される要件を満たす必要がありますので、勤務する事業所において、実地研修に先立ち、実地研修の実施のための体制整備を行ってください。

実地研修先で指導する看護師・保健師・助産師(以下「看護師等」という。)は、原則としてその実地研修先に勤務する看護師等で、「喀痰吸引等研修事業実施のための指導者養成講習」等の県が定める研修を修了した方に限ります。

8 申込書類

提出が必須なもの

- ① 別紙 1-1「LMCビジネススクール 喀痰吸引等研修 受講申込書」
- ② 別紙 1-2「LMCビジネススクール 喀痰吸引等研修 受講推薦書」
- ③ 返信用封筒（長形 3 号封筒に **84 円切手を貼付け**、所属先の住所及び受講者氏名を記載。） **※84 円切手を貼付けた封筒が同封されていない場合は、別途送付して戴きます。**

以下、該当者のみ提出するもの

- ④ 別紙 1-3「LMCビジネススクール 喀痰吸引等研修の一部履修免除の申出書」
- ⑤ 認定特定行為業務従事者免許証の写し、及び基本研修修了証等の写し等の免除に係る証書
- ⑥ 指導者養成講習修了証等

9 申込書送付先

〒396-0026 伊那市西町 5182-1 アピタ伊那店 2 階 LMCビジネススクール事務局
送付の封筒に「**喀痰吸引等研修受講申込書在中**」と**朱書き**してください。

10 申込期限

【後期】**令和4年8月12日（金）必着**（FAX やメールでの申込はできません。）

11 受講決定

受講決定後に決定通知書を FAX 送信及び郵送します。なお、定員を上回る申し込み等で受講できない場合、その旨を通知します。

12 留意事項

- ① 別紙 1-3 による履修免除の申し出がされた場合であっても、受講者の修得状況によっては履修を免除しない場合があります。
- ② 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修は実施致しません。

LMCビジネススクール 実地研修施設基準

株式会社ライフマスターコーポレーション
LMCビジネススクール

(1) 利用者の人数

たんの吸引(口腔・鼻腔)及び経管栄養(胃ろうまたは腸ろう)等の対象者がそれぞれ適当数(複数名)いること。

(2) 研修受講者の受入れ

原則として、自らの法人の職員に限定せず、他の法人の職員についても実習を受け入れることが可能であること。

(3) 医療関係者との連携

実施研修指導講師である医師及び看護職員との連携及び役割分担による、的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。

(4) 利用者の同意と医学的指示

当該管理体制の下、実地研修における書面による医師の指示、実地研修協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等(以下、「実地研修協力者」という。)の書面による同意・承認(同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続の確保を含む。)がとれていること。

(5) 緊急時の対応

事故発生時の対応(関係者への報告や、実地研修協力者等への連絡など、適切かつ必要な緊急措置のほか、事故状況等についての記録及び保存等を含む。)が整備されていること。

(6) 秘密保持

実地研修協力者の秘密の保持(関係者への周知徹底を含む。)等に関する規程が整備されているなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されること。

(7) 確実な実地研修の実施

出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること。